

## 【懲戒】

氏名 司法書士 北野 浩司

登録番号 兵庫第〇〇〇〇号

登録年月日 平成12年2月22日

事務所所在地 兵庫県尼崎市武庫之荘2丁目7番3パルステージ武庫之荘502号

司法書士法第3条第2項第2号（簡裁訴訟代理等関係業務）認定番号 第214177号

上記の者に対し、次のとおり処分する。

### 主 文

司法書士法第47条第2号の規定により、平成23年10月7日から業務停止2か月に処する。

### 処分の事実及び理由

#### 第1 処分の事実

- 1 司法書士北野浩司（以下「被処分者」という。）は、平成12年2月22日付け兵庫第〇〇〇〇号をもって登録を受け、現在、上記事務所において、司法書士の業務を行っている者である。
- 2 被処分者は、平成12年頃から平成14年頃までの間、不動産業者を通じて受託した登記申請事件について、不動産業者の求めに応じ、1回につき3万円程度の紹介手数料（以下「紹介料という。」）を1か月に5件程度の割合で支払ったとして、平成15年1月16日付けで兵庫県司法書士会（以下「司法書士会」という。）から口頭による嚴重注意を受けたが、その後も平成16年頃までの間、不動産業者の求めに応じ、同額程度の紹介料を1年に2件程度の割合で支払っていた。
- 3 被処分者は、税務対策の目的で以下の不適切な税務処理を行った。
  - ア 平成18年12月から平成19年7月までの間、紹介料の名目で、1件当たり1万円から3万円を26件、合計金額75万円を不動産業者であるA株式会社及びB株式会社の各従業員の銀行預金口座に振り込み、これを経費として計上した上で、後日、当該金員全額の返還を受けていた。
  - イ 平成18年11月から平成19年4月までの間、不動産業者である株式会社C及び株式会社Dから、紹介料の名目で架空の領収書を受け取るなどし、上記2社に対して1件当たり1万5000円から3万円、合計145万5000円の現金を支払った体裁を装い、これを経費として計上していた。
  - ウ 平成19年1月4日から同年5月1日までの間、被処分者自身が代表取締役を務める

株式会社Eに対し、合計208万9000円の紹介料を支払ったとする架空の経費を計上していた。

- 4 被処分者は、開業以来、平成22年9月16日に実施した当局の調査の日までの間、事件簿を調製していなかった。

## 第2 処分の理由

以上の事実は、当局及び司法書士会の調査並びに被処分者の供述から明らかである。

司法書士は、不当な手段によって依頼を誘致する行為を禁止されているにもかかわらず、被処分者は、上記のとおり、不動産業者に対して紹介料を支払うことにより登記申請事件を受託し、上記行為について司法書士会から嚴重注意を受けた以降においても同様の行為をしていた事実が認められるほか、不動産業者及び自己が代表する法人に対して、紹介料の名目で実体を伴わない金員を移動させたように装い、これを経費として計上する所得税法違反の行為を繰り返し行っていた。被処分者は、司法書士会から嚴重注意を受け、紹介料の支払が司法書士法に違反することを十分に認識した上で行っていたものであり、その行為は極めて悪質である。

また、司法書士は、事件の依頼を受けたときは事件簿を調製すべきところ、被処分者はこれを調製していなかった。

被処分者の上記行為は、司法書士法第2条（職責）、第23条（会則の遵守）、同法施行規則第26条（依頼誘致の禁止）、第30条（事件簿）、兵庫県司法書士会会則第87条（品位の保持）、第93条（不当誘致行為の禁止）、第99条（事件簿）、第106条（会則等の遵守義務）の各規定に違反する。

よって、司法書士法第47条第2号の規定により、被処分者を主文のとおり処分する。

この処分に対して不服のあるときは、この処分のあったことを知った日の翌日から起算して60日以内に大阪法務局長に対し審査請求することができる。

平成23年10月7日 神戸地方法務局長